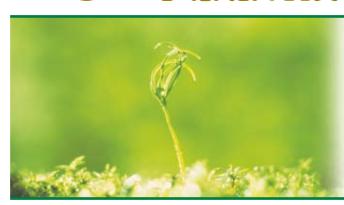
# 千葉県弁護士会京葉支部会報 11号

# 255千葉県併護士会 戸葉支出です



#### CONTENTS

「第9回首都圏弁護士会支部サ	ミットin船橋」を終えて
千葉県弁護士会京葉支部 支 支部サミット実行委員会 実	
<mark>支部サミット開催に関する準備</mark> その後の状況のご報告	
京葉地域の裁判所支部問題に関 アンケート結果	
千葉県弁護士会京葉支部	4

# 「第9回首都圏弁護士会支部サミットin船橋」を終えて



千葉県弁護士会京葉支部 支部長 上野雅威

<写真:支部サミット・開会の言葉>

早いもので主題の大 会を終えて10か月が 経過した。

今回のような対外的 な催しは当支部創設以来初めての試みであった。そして、これを担当した支部会員は必要がありた。 当した支部会員は必要がしたがであった。相互のメールが連日のメールが連日飛びのメールが連っていた。 そして、サミット当日の参加者として議会・ 行政関係者、一般市民の方々が事前に予想 していたよりも多かったのが印象的でもあっ た。何と言ってもテーマが地味であり、一般 の方々の日常生活とは縁が薄いものであるこ とから余り多くを期待していなかったが予想 に反してのうれしい結果になった。

何はともあれ矢は放たれたのである。宣言 文が朗々と読み上げられたのである。今後は この宣言文の内容を実現すべく次のステップ に一歩々進まなくてはならない。当支部の真 価が問われるときでもある。関係者の変わら ぬご指導、ご理解、そしてご協力を切に願わ ざるを得ない。

昨年11月12日のサミットを無事に大過な く開催することができました。

当支部の実行委員会では、「京葉地域に裁判所支部を」の実現を目指して「千葉らしく」、「楽しく」、「わかりやすく」をモットーに実行委員全員が一丸となって、1月から11月まで、正に歯を食いしばりながら、「フルマラソンを走り抜けた」というのが率直な感想です。当支部初めての大きな行事であったこともあり、心地よい疲労感が今も残っています。

サミット開催に向けて、①会報を発行し、 毎回、行政や議員へ直接配布したほか、サ ミット当日は、②市川調停協会長、日弁連会 長、関弁連理事長のご 出席・ご挨拶、③ザ・ ニュースペーパーにく るコント、④チーバーにく んの飛入り、⑤歴代支 部サミットの紹介を 等、実行委員全員で「な いました。皆様にはは にして頂けたのでは いかと実行委員一同、 安堵しております。



支部サミット実行委員会 実行委員長 大家浩明

<写真:支部サミット・基調報告>

# 支部サミット開催に関する準備経過及びその後の状況のご報告

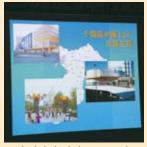
平成23年1月、支部サミット実行委員会を 立ち上げ、その内部に事務局の下に7つの部会 (広報・対外部会、パネルディスカッション部会、 基調報告・宣言文部会、イベント部会、資料作 成部会、会場設営・準備会運営部会、懇親会部 会)を設置し、準備作業の体制を確立しました。

具体的な準備作業としましては、平成23年 1月14日の第1回支部サミット実行委員会の 開催を皮切りに、実行委員会を計12回開催し たほか、7部会を計52回開催するとともに、 支部サミット参加の弁護士会各支部を招いた全 体準備会を計4回開催する等、支部サミット開 催までの10ヶ月間、準備作業を重ねました。

支部サミット開催当日は、主催者挨拶・来賓 祝辞に続き、基調報告、各支部紹介、ザ・ニュー スペーパーによるコント、パネルディスカッ ション、大会宣言の採択がなされ、支部サミッ トはつつがなく終了しました。



<基調報告>



<各支部紹介(スクリーン)>





<パネルディスカッション>

支部サミット開催当 日の出席者(延べ人 数) は、合計277名で あり、その内訳は、当 支部会員37名のほか、 来賓29名(千葉県知 事代理、船橋市長、衆 議院議員各1名、三市



<大会宣言の採択>

市議会議員26名)、弁護士132名、市民の方々 79名でした。

支部サミット終了後も、実行委員会を計3回 開催し、資料集の作成や宣言文の送付先の検討 等を行い、平成24年3月17日、支部サミット 参加の弁護士会各支部を招いた報告会を開催し ました。

今回の支部サミット開催を受けて、昨年12 月及び本年6月の市川市議会において、市長に 対し「京葉地域の裁判所支部問題」について一 般質問がなされており、このことは、今後の裁 判所支部設置運動にとって大きな一歩といえま す。

なお、支部サミット開催を担当した支部サ ミット実行委員会は、「裁判所支部設置推進本 部」に衣替えをし、裁判所支部設置に向けてす でに動き出しています。

支部サミット開催を通じて、より多くの皆様 に当支部の存在および活動を認知して頂けたこ とも支部として嬉しい限りです。今後も当支部 の活動にご理解、ご協力を賜れればと存じます。

## 京葉地域の裁判所支部問題に関するアンケート結果

支部サミットに参加して頂いた市民の方々に、京葉地域の裁判所支部問題に関するアンケートへの回答にご協力頂きましたが、その回答結果の概要は以下のとおりです(回答者数 45 名)

#### 1 京葉地域の裁判所の現状について

①京葉地域に千葉地方裁判所や千葉家庭裁判所の支部がないことについては33名(約73%)の方が、また、②京葉地域には現在、千葉家庭裁判所市川出張所と市川簡易裁判所があることについては、36名(80%)の方が、さらに、③上記2裁判所では、裁判所支部がある場合と比較して、扱える事件の種類に限定があることについては、28名(約62%)の方が知っていると回答しています。

以上の3質問は、京葉地域の裁判所支部問題の出発点をなす事実の認識度に関するものですが、京葉地域における裁判所の現状については多くの方々が認識されているといえます。

# 2 裁判所支部がないことによる不便 について

また、アンケート回答者のうち、12名(約27%)の方が実際に千葉家庭裁判所市川出張所若しくは市川簡易裁判所を利用したことがあると回答していますが、そのうちで7名(約58%)の方が上記裁判所の利用に際して不便を感じたと回答しています。

不便を感じた理由としては(複数回答あり)、①法廷や待合室が狭い(7名[100%])、②期日当日に長時間待たされる(4名[約57%])、③指定される期日が遅く、解決が遅れる(3名[約43%])、④調停などの際に、会いたくない相手方と鉢合わせした(2名[約29%])、⑤場所が不便である(2名[約29%])、⑥管轄が千葉なのか市川(千葉家庭裁判所市川出張所・市川簡易裁判所)なのか間違えることがある(1名[約14%])が挙げられています。

調停室等の部屋数の少なさや部屋の狭さな ど、現在の裁判所施設の不十分さに起因する不 便を挙げる声が多いです。



#### 3 裁判所支部設置の必要性について

最後に、京葉地域に裁判所支部を設置する必要があるかについては、39名(約87%)の方が必要があると回答しています。



その理由としては、①京葉地域の人口規模の大きさ、②現在、千葉家庭裁判所市川出張所と市川簡易裁判所が扱っている事件数の多さ、③ 千葉家庭裁判所市川出張所と市川簡易裁判所の取扱外事件つき千葉まで行くことの不便さなどを挙げている方が多いです。

市民の方々のこうした思いが実を結ぶよう、 当支部としても裁判所支部設置に向け努力して いきたいです。

この度はアンケートにご協力頂き、誠にありがとうございました。

### 会員紹介

### 弁護士 青木 達也

(あおき たつや)

船橋リバティ法律事務所 船橋市湊町2-1-2

Y・M・Aオフィスビル3階

電話:047-401-3150 E-mail:cs@liberty-lawoffice.com

本年1月に弁護士登録をいたしました青木達也と申します。現在、 船橋市湊町にある船橋リバティ法律 事務所にて仕事をしております。

私は、生まれも育ちも現在の住まいも千葉県船橋市という生粋の船橋人です。高校時代は習志野市内の高校、大学時代は、市川市内でアルバイトをしていましたので、船橋だけではなく京葉地域にはとても親しみをもっています。ですので、京葉地域の弁護士として仕事ができることをとてもうれしく思っています。

今後は、地域の皆様の様々な悩みを一緒に解決してゆけるよう弁護士として努力してゆきたいと思っております。まだまだ未熟ではありますが、フレッシュさを武器に頑張っていきたいと思います。

### 弁護士 兒島 英樹

(こじま ひでき)

船橋第一法律事務所 船橋市本町2-27-25 太陽生命船橋ビル7階 電話:047-435-3681

HP: http://www.f-daiichi.wits.ne.jp

平成23年9月から、船橋で弁護士をしています。大学卒業から約4年半は、銀行員として働いていましたが、退職後に勉強を始め、(相当の年月が経過した後に)弁護士になりました。その間、多くの人に支えられながら生活してきたので、その分、これからは恩返しの意味を込めて、目の前の案件一つ一つに対して、依頼者に寄り添って、丁寧な対応をしていきたいと思っています。街の弁護士として、一般民事、刑事と幅広く事件を取り扱っていますので、何かお困りになったことがございましたら、お気軽にご相談ください。

### 弁護士 鈴木 優大

(すずき ゆうだい)

弁護士法人船橋中央法律事務所 船橋市本町2-1-34 船橋スカイビル3階 電話:047-437-0951

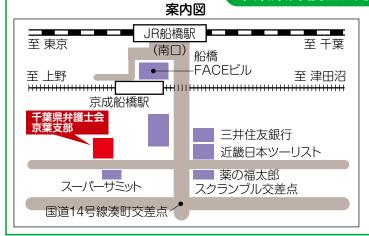
HP: http://www.funabashichuolaw.jp/

#### (略歴)

- · 東京都葛飾区出身
- ·早稲田大学高等学院卒
- ·早稲田大学政治経済学部 政治学科卒
- ・東京大学法科大学院中途退学 (現行司法試験合格のため)

当事務所では企業法務から家事 事件まで幅広い分野の案件を取り 扱っておりますが、どのような事件 であっても、法律に則った適切かつ 迅速な紛争解決こそが依頼者にとっ て最も利益であるとの考えのもと 日々の業務を行っております。弁護 士は紛争解決の専門家です。お困り の事があれば、是非ご気軽にご相談 頂ければと思います。

#### 千葉県弁護士会京葉支部



住所: 〒273-0005

千葉県船橋市本町1-10-10

船橋商工会議所5階

電話: 047-431-7775 FAX: 047-437-3607

ホームページ: 弁護士会 京葉支部

検索

アクセス: JR船橋駅より徒歩5分 京成船橋駅より徒歩4分

### 編集後記

支部サミットの開催から早10か月が経過しました。今後も裁判所支部設置に向けた当支部の活動の概要を、会報発行という形でご報告できればと考えています。 編集部

発行日:2012年9月10日

発 行:千葉県弁護士会京葉支部

〒 273-0005 千葉県船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階 電話: 047-431-7775 ホームページ: 弁護士会 京葉支部 検索

4